

◆◆◆ 学生部法学部窓口での留学に関する手続きについて ◆◆◆

留学前の手続き

留学に行くことが決定しましたら、以下の手続きを行ってください。申請方法の詳細は、keio.jp の News にてお知らせします。必ず確認してください。

【交換留学】

- ① 国外留学申請書、入学許可書 (写)、履修予定科目の講義要綱 (写) を用意し keio.jp の News 記載のオンラインフォームから申請を行う。
※オンライン留学の場合、オンライン留学であることがわかるメールや留学先機関のウェブサイトのコピー等が必要です。
↓
 - ② 学生部より学習指導面談の調整結果連絡を受け取る。(原則として交換留学の指定面談日)
※書類の確認に時間を要する場合がありますので予めご了承ください。
↓
 - ③ 学習指導面談
(必要書類： 国外留学申請書、 入学許可書 (写)、 履修予定科目の講義要綱 (写))
※入学許可書 (写) の入手が間に合わない場合は、後日提出可
- * 教授会にて正式に承認された後、通知を保証人へ送付します。

【私費留学】 ※学費減免については教授会で留学が承認された後、保証人宛てに手続書類を送付

- ① 国外留学申請書、入学願書 (写)、履修予定科目の講義要綱 (写)、入学許可書 (写) を用意し keio.jp の News 記載のオンラインフォームから申請を行う。
※オンライン留学の場合、オンライン留学であることがわかるメールや留学先機関のウェブサイトのコピー等が必要です
↓
 - ② 学生部より学習指導面談の調整結果連絡を受け取る。
(※学習指導面談は、通常留学開始の1ヶ月前までに(夏休み中に出発の場合は6月中旬までに、春休み中に出発の場合は1月上旬までに) 済ませる必要があります。早めに申請を行ってください。難しい場合は学生部法学部担当に相談してください。)
↓
 - ③ 学習指導面談 (必要書類： 国外留学申請書、 入学願書 (写)、 入学許可書 (写)、 履修予定科目の講義要綱 (写))
※最初に語学研修を受講し、語学研修でのスコアによって学部の授業を履修できるかどうかが決まる留学のプログラムに参加する予定の方は、何点以上のスコアで学部の授業が履修できるかが明記されたパンフレットのコピーもお持ちください。
- * 教授会にて正式に承認された後、通知を保証人へ送付します。

◆◆◆ 学生部法学部窓口での留学に関する手続きについて ◆◆◆

留学中の注意事項 ※単位認定を希望する方は、「留学後の手続き」の単位認定について、
出発前に必ず確認してください

【帰国前連絡について】

留学期間終了3か月前になったら、学生部法学部担当宛に以下の要領でメールを送ってください。
帰国後の手続きについてのメールを法学部担当から返信します。

宛先： mita-hou@adst.keio.ac.jp

件名： 帰国前連絡（学籍番号・氏名）

内容： ①帰国予定日 ②単位認定希望の有無 ③進級・卒業時期の希望

送信メール例

件名： 帰国前連絡（30912345・慶應太郎）

内容： ○○大学に交換留学中の法律学科3年 慶應太郎です。

① 帰国予定日…2022年4月20日頃

② 単位認定を希望します。

③ 留学出発前にすでに進級に必要な30単位を取得しています。帰国後の春学期は4年生に進級し、2023年3月の卒業を希望しています。

【大学院入試出願資格について】

帰国時の学年は、出発前と同じ学年です。留学期間中に進級、卒業することはありません。

春学期に帰国予定の3年生で、大学院入試9月試験の出願資格を満たすため、出願時に4年生へ進級を希望される方は、帰国後、遡及進級願の提出し出願前に教授会で承認されなければなりません。春学期期間中の最終教授会は7月です。帰国の時期によっては教授会承認が大学院出願期間に間に合わないケースもあります。

出願期間については、ご自身でお調べいただき、教授会承認に関する日程については、学生部法学部担当にお問い合わせください。

留学後の手続き

【就学手続き】

留学が終了し、帰国したら速やかに学生部法学部窓口で就学届を提出してください。就学届は本人と保証人が記入する必要があります。就学届提出時に、単位認定の有無、進級・卒業時期の希望についての確認を行い、学生証の裏面シールを交付します。

就学届、遡及進級願など手続きに必要な書式は以下の塾生サイトからプリントアウトできます。

<https://www.students.keio.ac.jp/mt/law/procedure/status/form.html>

（塾生サイト→三田法学部→各種手続き→留学・休学・退学・在学延長→手続き方法）

【単位認定】 ※希望者のみ。申請方法が変更となった場合は、keio.jp の News にてお知らせします。

書類を用意する前に必ず確認してください。

留学先の大学で取得した科目の単位認定を希望する場合は以下の手続きに従って申請してください。

(1) 手続き

必要書類（下記参照）を揃え、学生部法学部窓口を持参し、書類チェック → 学習指導面談 → 必要書類は面談終了後学習指導教員に提出

(2) 必要書類

- ① 学生部所定の単位認定申請書（窓口にて配布します）
- ② 学生部所定の単位認定についての説明書（窓口にて配布します）
- ③ 留学先の成績証明書（原本）※返却希望があれば面談時に申し出てください。
※WEBからのプリントは原則不可ですが、用意が難しい場合には別途お問い合わせください。
- ④ 授業時間数を証明する書類（「1コマ当たりの時間数」と「授業回数」を確認できる書類）
※単位数換算の目安は 1350分以上の授業で2単位、2700分以上の授業で4単位です。
※ただし、675分以上の授業の場合は1単位として認定することがあります。
- ⑤ 認定を希望する科目のシラバス（写）
- ⑥ 授業で使用したテキストやノート（⑥は面談当日のみお持ちください）

(3) 注意事項

- ・ 留学先大学から成績証明書が届いてから 1か月以内（休校期間を除く）に申請をしてください。
- ・ 認定される分野・単位数は学習指導面談で決定します。認定された単位は取り消すことができません。
- ・ 単位認定された単位は、留学先での評語に関わらず、一律「G」（認定）になり、成績表及び、成績証明書に記載されます（※海外の大学院に出願を考えている方はご注意ください）。
- ・ 認定の対象となるのは専門科目に相当すると認められたものであって、一般教養科目に相当するもの等は対象外です。ただし、副専攻認定を目指す学生は、一般教養科目に相当する科目が（単位認定の対象外ではあるものの）副専攻の条件を満たす科目として考慮される可能性がありますので、直接担当教員に相談してください。
- ・ 認定される単位数の上限は30単位です。
- ・ 法律学科については、法律学関係の科目が単位認定の対象となるほか、法学部政治学科や他学部設置の科目に相当する専門科目も、「展開科目（他学科・他学部）」として単位認定の対象となります。ただし、卒業要件として認められる「展開科目（他学科・他学部）」は、（留学前に取得済みのものも含め）22単位が上限であり、それを超えた分は自主選択科目となります。
- ・ 政治学科については、政治学関係の科目が単位認定の対象となります。
- ・ 2年制大学やコミュニティカレッジで取得した単位は、一般教養科目とみなされるため、単位認定できません。

【履修申告】

留学後の履修申告は、①春学期途中で帰国した場合は秋学期履修申告時に行い、②秋学期途中で帰国した場合は春学期履修申告時に行います。春学期の履修を考えている場合は、3月末までにその意思をメールにてお知らせください（留学を終了した学生に限り、履修修正期間*での履修が可能です）。具体的な締切日や手続き方法を案内します。連絡がなかった場合は、春学期の履修登録をすることはできません。

※履修修正期間は年度によって時期が異なりますので、当該年度の法学部履修案内を確認してください。

履修登録は、本人が帰国し、就学届の提出をされていることが必要です。

また、留学中のため出席できなかった最初の数回の授業について、事情が考慮されることは一切ありません。

進級・卒業のタイミング

進級・卒業のタイミングは、以下の点を参照し検討してください。

① 在学期間延長制度

4年生が卒業単位を満たし、卒業のタイミングが訪れると、卒業の意思に関わらず卒業となりますが、在学期間延長制度を利用することで、さらに1学期間在学を延長することができます。

② 留学期間を在学年数に含める

就学届提出時に留学の期間を在学年数に含めるか否か選択することになります。進級・卒業の基本的な条件は①進級・卒業に必要な単位を満たす②2学期以上在学する（復活制度による例外あり）になりますが、留学期間を在学年数に含めることで、②の学期数にカウントすることが可能です。

※在学年数への参入は1年間分に限りです。

在学年数に含めない留学期間中の単位認定はできませんので注意してください。

③ 復活制度

3年の在学期間が3学期以上であれば、4年生に進級後、1学期終了時に卒業の対象者になります。

④ 留学中に進級・卒業はしない。

帰国後の学年は出発前と同じ学年です。留学期間を在学年数に含め、進級に必要な単位を既に満たしている、もしくは単位認定申請が承認されることで満たす場合は、遡及進級願を申請することで、4月に遡って進級が可能になります。

⑤ 単位認定

進級や卒業に対して不足している単位を、単位認定にて充足することを検討することが可能です。

♣学生部法学部担当（三田）の連絡先

電話：03-5427-1557（直通）

メール：mita-hou@adst.keio.ac.jp